平成十五年経済産業省令第八号

技術を活用した行政の推進等に関する法律経済産業省の所管する法令に係る情報通信

利用に関する法律施行規則を次のように定める。 法令に係る行政手続等における情報通信の技術の 関係法令を実施するため、経済産業省の所管する 五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定 第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、 する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条 に基づき、並びに同法及び経済産業省の所管する 政手続等における情報通信の技術の利用に関 第

第一条 の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の所管する法令(告示を含む。以下同じ。)に 合を除くほか、この省令の定めるところによ 団体の機関の定める規則に特別の定めのある場 法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共 利用する方法により行う場合については、他の 理組織を使用する方法その他の情報通信技術を 条までの規定に基づき又は準じて、電子情報処 十一号。以下「法」という。) 第六条から第九 は行政機関等が行うこととしている経済産業省 行政機関等に対して行うこととされ、又

第二条 この省令で使用する用語は、 る用語の例による。 法で使用す

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。 行う者の氏名又は名称及び代表者の氏名並び 等を行う者の住所又は所在地並びに申請等を 行う日付、申請等を行う相手方の名称、申請 下同じ。)のうち、申請等の名称、申請等を きに当該書面等に記載すべき事項とする。以 載すべき事項(書面申請等様式が定められて れている様式であって、書面申請等様式に記 織を使用して行う場合において従うこととさ うときに従うこととされている様式をいう。 に申請等を行う旨の表示を記録すべきものと いないときは、申請等を書面等により行うと 書面申請等様式 申請等を書面等により行 電子申請等様式 申請等を電子情報処理組

- 電子署名 次に掲げるものをいう。 電子署名及び認証業務に関する法律
- 成十二年法律第百二号)第二条第一項 んに規 伞
- 又は行わせるために運営するものをいう。 電子情報処理組織を使用して手続を行い、 の官職証明書に基づく電子署名 家公務員の職を証明することその他政府が 政府認証基盤(行政機関の長その他の国
- 運営するものをいう。) の職責証明書に基 使用して手続を行い、又は行わせるために その他地方公共団体が電子情報処理組織を 長その他の地方公務員の職を証明すること づく電子署名 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の
- 電磁的記録をいう。 等が電子署名を行ったものであることを確認 るものであることを証明するために作成する するために用いられる事項がこれらの者に係 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申 行政機関等の定める技術的基準に適合するもの 請等を行う者の使用に係る電子計算機であって とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 法第六条第一項における電子情報処理組

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定に基づき又は準じ ととされている書面等を提出することを妨げな とに替えて、法令の規定に基づき添付すべきこ ころにより、第三号に掲げる事項を入力するこ ころにより、次に掲げる事項を前条の申請等を 等を行う者は、経済産業大臣が告示で定めると 等を行う者が、経済産業大臣が告示で定めると 申請等を行わなければならない。ただし、申請 する者の使用に係る電子計算機から入力して、 て電子情報処理組織を使用する方法により申請

式に記録すべき事項 られたファイルから入手可能な電子申請等様 行政機関等の使用に係る電子計算機に備え

·村長の作成した印鑑証明書を提出するために

- 二 書面申請等様式に記載すべき事項 掲げる事項を除く。) (前号に
- 書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記 の規定に基づき添付すべきこととされている 当該申請等を書面等により行うときに法令

備えられたファイルから入手可能な様式をい

して、行政機関等の使用に係る電子計算機に

- 録すべき事項であって、第二号に掲げる事項 を除いたもの 録されている事項又は記載すべき若しくは記
- 3 2 該入力に係る事項の確認のために必要な限度に 関等は、経済産業大臣が告示で定める期間、当 おいて当該書面等を提出させることができる。 記載されている事項を入力するときは、行政機 面等のうち経済産業大臣が告示で定めるものに 申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方 申請等を行う者が、前項第三号に規定する書
- 法により申請等を行わなければならない。 るものと併せてこれを送信する方法 の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係 る電子証明書であって次のいずれかに該当す 第一項の規定により入力する事項について
- が作成した電子証明書 する場合を含む。)の規定に基づき登記官 れらの規定を他の法令の規定において準用 五号)第十二条の二第一項及び第三項(こ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十
- 定する署名用電子証明書 四年法律第百五十三号)第三条第一項に規 テム機構の認証業務に関する法律(平成十 電子署名等に係る地方公共団体情報シス
- 大臣が告示で定める電子証明書 イ及び口に掲げるもののほか、経済産業
- 使用に係る電子計算機において設定した暗証 請等を行う者の使用に係る電子計算機から入 符号(以下「設定暗証符号」という。)を申 力する方法 符号及び当該申請等を行おうとする者がその 申請等を行おうとする者が付与された識別
- 4 る登記所が作成した印鑑証明書を提出するため 三 第一項の規定により入力する事項を電子メ 請等を行う場合であって、申請等を行う者に係 申請等を行う者が前項第一号の方法により申 条第一号に規定する電子メールをいう。)に より送信する方法 する法律(平成十四年法律第二十六号)第二 ール(特定電子メールの送信の適正化等に関
- 5 第三項第二号に掲げる方法により申請等を行 う者は、 ない。 その氏名又は名称その他必要とされる

- 号を付与されている者については、その限りで め同号に掲げる方法による申請等に係る識別符 ばならない。ただし、行政機関等からあらかじ 事項を行政機関等へ届け出、又は申請しなけ
- った者に識別符号を付与するものとする。 申請を受理したときは、当該届出又は申請を行 前項の規定により識別符号を付与された者 行政機関等は、前項の届出があったとき又は
- 廃止するときは、遅滞なく、届け出、又は申 暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を があったとき、暗証符号を設定するとき、設定 は、第五項の規定により届け出、若しくは申 しなければならない。 した事項その他行政機関等が定める事項に変更
- ができる。 電子計算機の用に供するために変換した符号そ 又はこれに加えて、個人の身体の一部の特徴を 申請等を行うときには、設定暗証符号に代え、 いう。)を用いた方法により申請等を行うこと の他の申請等を行う者を認証するための符号 (第五条第三項において「生体認証符号等」と 申請等を行う者が第三項第二号の方法により
- 合は、この限りでない。 用される電子メールアドレスを特定している場 じめ、当該申請等を行う者を確認するための措ればならない。ただし、行政機関等が、あらか 条第一項第三号において同じ。)を特定しなけ 子メールアドレスをいう。以下この項及び第五 正化等に関する法律第二条第三号に規定する電 とにより、 申請等を行う者を確認するための措置を行うこ される事項について、事前に、電話又は口頭に り申請等を行うときは、行政機関等は、当該申 置を行うことにより、当該申請等を行う際に使 子メールアドレス(特定電子メールの送信の適 該申請等を行う者に申告させることその他当該 より当該申請等を行う者から聴取すること、 請等を行う者に係る氏名又は名称その他必要と 申請等を行う者が、第三項第三号の方法によ 当該申請等を行う際に使用される電 当
- 同号ロの電子証明書を送信するときは、当該電 に同号イの電子証明書を送信するとき又は市区 子署名に係る電子証明書を送信することを要し 定により併せて提出すべきこととされている当 律及び政令を除く。次項において同じ。) の規 当該申請等を書面等により行うときに法令(法 行う場合において、次の各号に掲げるときは、 該各号に掲げる書面等又は電磁的記録の提出を 要しないものとする 申請等を行う者が第一項に規定する申請等を

- う者に係る登記事項証明書であって、申請等 するために添付を求めているもの う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認 もの又は住民票の写しであって、申請等を行 くは資格を確認するために添付を求めている げる電子証明書であって、経済産業大臣が告申請等を行う者に係る第三項第一号ハに掲 示で定めるものを送信するとき 申請等を行 所在地、代表者の氏名若し 2
- 又は電磁的記録 表その他経済産業大臣が告示で定める書面等 る状態に置く措置を執るとき 当該貸借対照 特定多数の者がその提供を受けることができ 年法律第八十六号)第四百四十条第三項に規 で定めるところによって、会社法(平成十七又は記録された情報を、経済産業大臣が告示 済産業大臣が告示で定める書面等に記載され 定する法務省令で定める電磁的方法により不 申請等を行う者に係る貸借対照表その他経 3
- 認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照す 申請等に際し添付することが規定されている書 ることができるときは、添付することを要しな 使用して、当該書面等又は電磁的記録により確 行政機関等が直接に、又は電子情報処理組織を 第一項に規定する申請等を行う場合において、 令の規定にかかわらず、当該申請等を行う者が 又は電磁的記録を除く。)については、当該法 面等又は電磁的記録(前項各号に掲げる書面等 申請等に関する他の法令の規定において当該 5
- 記載されている事項を入力した場合は、その他基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は されている事項の入力がなされたものとみな の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載 必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通
- 納付情報により当該手数料を納付しなければな きは、当該申請等を行ったことにより得られた 六条第五項の規定に基づき手数料を納付すると 第一項の規定により申請等を行った者が法第

(氏名等を明らかにする措置)

- 第五条 法第六条第四項における氏名又は名称を 明らかにする措置とは、 次の各号に掲げる措置
- 名を行い、前条第三項第一号イ、 電子申請等様式に記録された情報に電子署 ロ又はハに

掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信

- 機から入力すること 符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算 前条第三項第二号の識別符号及び設定暗証
- 電子証明書を送信することを要しない。 成した印鑑証明書を提出するために同号イの電 合であって、申請等を行う者に係る登記所が作 証明書を送信するときは、当該電子署名に係る 子証明書を送信するとき又は市区町村長の作成 した印鑑証明書を提出するために同号ロの電子 申請等を行う者が前項第一号の措置をとる場 された電子メールアドレスを使用すること。 う際に使用する同条第九項の規定により特定 前条第三項第三号の方法により申請等を行
- 4 法第七条第四項における氏名又は名称を明ら ときには、設定暗証符号に代え、又はこれに加 えて、生体認証符号等を用いることができる。 かにする措置とは、次の各号に掲げる措置をい 申請等を行う者が第一項第二号の措置をとる
- う処分通知等に記録された情報に電子署名を 電子情報処理組織を使用する方法により行
- 関等が行った上で、当該処分通知等を行うこ 措置(前号に掲げる措置を除く。)を行政機 処分通知等が真正であることを確認できる
- が告示で定める電子証明書を添付することをい 行われた情報に電子署名を行い、経済産業大臣 かにする措置とは、電磁的記録により作成等が 法第九条第三項における氏名又は名称を明ら

第六条 法第六条第六項に規定する電子情報処理 法により行うことが困難又は著しく不適当と認 められる部分がある場合)

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方

- 組織を使用する方法により行うことが困難又は 著しく不適当と認められる部分がある場合と は、次の各号に掲げる場合とする。 認を行う必要があると行政機関等が認める 申請等を行う者について対面により本人確
- 二 申請等を書面等により行うときに法令の規 機関等が認めるものを提出する場合 等であって原本を確認する必要があると行政 定に基づき添付すべきこととされている書面

定に基づき提出すべきこととされている有体三 申請等を書面等により行うときに法令の規 物を提出する場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 法第七条第一項における電子情報処理組 るものとを電気通信回線で接続した電子情報処 織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処 あって行政機関等の定める技術的基準に適合す 分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機で

(電子情報処理組織による処分通知等)

|第八条 法第七条第一項の規定に基づき又は準じ 知等を行わなければならない。 算機に備えられたファイルに記録して、 れている事項を行政機関等の使用に係る電子計 分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等 を書面等により行うときに記載すべきこととさ て、電子情報処理組織を使用する方法により処

- 3 2 ものとする。 と認める場合は、行政機関等は、前項の規定に 以内に記録しない場合その他行政機関等が必要 録することが可能となったときから二十四時間 で定める方式は、処分通知等を受ける者があら かかわらず、書面等により当該処分通知を行う 用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 分通知等を受けることを届け出る方式とする。 かじめ第四条第一項に規定する方法によって処 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令 処分通知等を受ける者が処分通知等をその使
- 4 書面等により行われた場合に携帯すべきこと 帯しなければならない。 磁的記録を電磁的記録媒体に記録するととも 使用する方法により行われた場合は、当該処分 とされている処分通知等が電子情報処理組織を ができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携 子証明を行ったものであることを確認すること 再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電 通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電 に、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から
- 6 5 書面等により行われた場合に返納その他返還 的記録を複製し、又は複製させてはならない。 織を使用する方法により行われた場合は、当該 が求められている処分通知等が電子情報処理組 他返還を行うときは、当該処分通知等に係る電 で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁 処分通知等を受けた者は、経済産業大臣が告示 前項の場合において、処分通知等の返納その

磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルから消去しな

と認められる部分がある場合) る方法により行うことが困難又は著しく不適当 (処分通知等のうち電子情報処理組織を使用す

- 第九条 法第七条第五項に規定する電子情報処 著しく不適当と認められる部分がある場合と 組織を使用する方法により行うことが困難又は は、次の各号に掲げる場合とする。 処分通知等を受ける者について対面により
- の規定に基づき交付すべきこととされている める場合 処分通知等を書面等により行うときに法令

本人確認を行う必要があると行政機関等が認

三 処分通知等を書面等により行うときに法令 書面等であって原本を交付する必要があると の規定に基づき交付すべきこととされている 行政機関等が認めるものを交付する場合 有体物を交付する場合

(電磁的記録による縦覧等)

第十条 行政機関等が、法第八条第一項の規定に 務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する 基づき又は準じて電磁的に記録されている事項 とする。 載した書類による方法により縦覧等を行うも 方法又は電磁的記録に記録されている事項を記 ンターネットを利用する方法、行政機関等の事 の縦覧等を行う場合においては、当該事項をイ

(電磁的記録による作成等)

- 第十一条 行政機関等が、法第九条第一項の規定 適切な方法によるものとする。 その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた グ・サービス関連技術(官民データ活用推進基 当該作成等は、クラウド・コンピューティン 機関等の使用に係る電子計算機に備えられたフ 場合においては、当該作成等に係る情報を行政 に基づき又は準じて電磁的記録の作成等を行う アイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をも サービス関連技術をいう。次項において同じ。) 項に規定するクラウド・コンピューティング・ 本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四 って調製する方法によるものとする。ただし、
- サービス関連技術その他の情報通信技術の進 規定により電磁的記録により作成等を行う場合 においては、クラウド・コンピューティング・ 行政機関等が、経済産業省の所管する法令の

の状況を踏まえた適切な方法によるものとす

年二月三日)から施行する。 技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五この省令は、行政手続等における情報通信の附 則

省令第一三号) 抄 (平成一五年二月一三日経済産業

(施行期日)

行する。ただし、次条の規定は、公布の日から 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施 施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日経済産業

この省令は、公布の日から施行する。 省令第四三号) 則 (平成一六年三月二九日経済産業

七年三月七日)から施行する。 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成

省令第六三号) 抄

令第三〇号) 附 則 (令和元年七月三一日経済産業省

等の一部を改正する法律の施行の日から施行す 等における情報通信の技術の利用に関する法律 運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政この省令は、情報通信技術の活用による行政

省令第八八号) 附 則 (令和二年一二月二五日経済産業

この省令は、公布の日から施行する。 令第四九号) 附 則 (令和五年一一月七日経済産業省

この省令は、公布の日から施行する。 省令第四八号) 則 (平成一七年三月四日経済産業省

附 則 (平成一八年四月二八日経済産業 令第一四号)

八年五月一日)から施行する。
第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。 省令第四九号) 附 則 (令和元年一二月一三日経済産業

この省令は、公布の日から施行する。